

【市民向け】おたるプレミアム付商品券「よくある質問Q & A集」

1. おたるプレミアム付商品券について

Q：おたるプレミアム付商品券の内容について、教えてください。

A：おたるプレミアム付商品券（以下、「プレミアム付商品券」といいます。）は、
本社・本店の登記が市内にある法人の店舗及び市内に在住する個人事業主の
店舗で利用できる「地域応援券」と、全ての取扱店で使用することができる
「市内共通券」の2種類がセットになっており、75,000冊を販売しま
す。

**Q：プレミアム付商品券には、地域応援券と市内共通券があるとのことですが、
どのような違いがありますか？**

A：プレミアム付商品券1冊に24枚が綴られていますが、そのうち12枚が地
域応援券で12枚が市内共通券となっております。

「地域応援券取扱店」

地域応援券、市内共通券とも使用できます。

「地域応援券取扱店」以外の取扱店

市内共通券のみが使用できます。

※「地域応援券取扱店」～取扱店のうち市内に本社・本店がある法人の店舗、
市内に在住する個人事業主が市内で経営する店舗

2. ご応募・ご購入について

Q：応募方法を教えてください。

A : 令和 7 年 8 月 1 日（金）より応募の受付を開始しますので、令和 7 年 8 月 2 日（木）（必着）までに、プレミアム付商品券の購入申込チラシの応募はがきか、必要事項を記載した郵便はがき、または「おたるプレミアム付商品券」の専用ホームページ（<https://otaru-premium.com>）から応募してください。

購入申込チラシは受付開始日に新聞折込みをする他、市内スーパーや一部の市場・商店街、市役所、市の各サービスセンター、事務処理センターへ設置予定です。

Q : 購入方法を教えてください。

A : ご応募の後、（応募多数の場合は、抽選のうえ）令和 7 年 9 月下旬頃に順次、購入引換券の発送を予定しています。（同一住所でのお申込みであっても日にちを前後して到着する場合がございます。）

令和 7 年 10 月 1 日（水）から令和 7 年 10 月 17 日（金）までに購入引換券に記載された販売所で購入してください。（購入申込の際に指定した販売所で購入いただけます。）

令和 7 年 10 月 18 日（土）以降は購入できませんので、ご注意ください。

Q : 1 冊あたりの販売金額はいくらですか？また、何冊まで購入できますか？

A : 1 冊 10,000 円です。

500 円券の 24 枚綴りで 12,000 円分を使用できます。

購入は 1 人につき最大 3 冊（30,000 円）まで購入できます。

ただし、応募多数の場合は抽選となりますので、購入引換券に記載された冊数をご確認ください。また、1 人につき（最大）3 冊までですが、追加募集及び追加販売（※）を行う際は、上限を超えて販売することがあります。

※令和 7 年 10 月 1 日（水）から令和 7 年 10 月 17 日（金）まで販売した結果、未販売分が発生した場合に、追加販売の購入を希望された方などを対象に令和 7 年 10 月末頃から、追加販売を実施いたします。

追加販売の購入対象者の方へ（追加販売冊数に対し、追加販売購入希望者の方が上回る場合は抽選となります。）令和 7 年 10 月下旬頃から順次、追加販売用の購入引換券を発送いたします。

Q：家族の分も同時に申込みできますか？

A：応募はがきや郵便はがきでお申込みの場合は、はがき 1 枚につき同居の家族など 4 名まで、専用ホームページからお申込みの場合は、同時に 10 名まで申込むことができます。（同一住所に限る。）

Q：小樽市民でなければプレミアム付商品券を購入できないのですか？

A：小樽市民のみの購入となります。

Q：購入申込が可能な小樽市民とは？

A：購入申込時点で小樽市に在住する方です。

Q：購入申込した希望冊数は必ず購入できますか？

A：販売冊数（75,000 冊）を超えるお申込みがあった場合は、抽選となりますので、希望冊数より少なくなる場合もあります。

Q：応募はがきの郵便料金が足りず戻ってきました。どうすればよいですか？

A：令和 6 年 10 月 1 日（火）より通常はがきの郵便料金が 63 円から 85 円へと改定されております。応募はがきが郵便料金不足で戻ってきた場合は、応募受付されておきませんので、プレミアム付商品券の購入希望の場合は、不足分の切手を貼り、ポストへご投函ください。

また、応募受付期間は、令和 7 年 8 月 21 日（木）事務処理センターへ必着となりますので、応募受付の期日が迫っている場合は、最寄りの郵便局へ期日までに応募はがきが到着するか否かのご確認をお願いいたします。

Q：WEB（または、応募はがき、郵便はがき）から応募した際、間違えて応募してしまったのですが、どうすればよいでしょうか？

A：「おたるプレミアム付商品券事務処理センター」（TEL 2 4 - 1 5 8 9）までご相談ください。

Q：近所や家族には購入引換券が届いているが、自分の分が届かない。

A：販売開始予定日の令和 7 年 1 0 月 1 日（水）までに届くよう、順次発送いたします。（同一住所でのお申込みであっても日にちを前後して到着する場合がございます。）

Q：購入引換券を紛失してしまいましたが、どうすればよいですか？

A：紛失した場合、再発行できませんので購入まで大切に保管してください。

Q：平日は仕事のため、プレミアム付商品券を購入しに行くことができません。どうしたらよいですか？

A：プレミアム付商品券は、令和 7 年 1 0 月 1 日（水）から令和 7 年 1 0 月 1 7 日（金）までの期間、指定いただいた販売所の営業時間内での販売となります。なお、ウイングベイ小樽内郵便局、長崎屋小樽店では、土・日・祝日も販売を行いますので、ご検討ください。

Q：購入希望した冊数は、必ず購入しなければならないですか？

A：購入引換券に記載された購入可能冊数を超えての購入はできませんが、購入可能冊数以下の冊数で購入することは可能です。ただし、多くの市民の方が購入希望すると想定され、1 人でも多くの市民の方へお買い求めいただく為、購入予定冊数での応募にご協力ください。

Q：2 回以上に分けてプレミアム付商品券を購入することはできますか？

A：2 回以上に分けて購入することはできません。販売期間中に、購入可能冊数

の範囲内で、一度に購入してください。

Q：クレジットカードなどで購入できますか？

A：販売は、現金のみとなります。クレジットカードや電子マネーでは購入できません。

Q：プレミアム付商品券を購入する販売所は変更できますか？

A：「おたるプレミアム付商品券事務処理センター」（TEL 2 4 - 1 5 8 9）までご相談ください。

Q：購入引換券があれば家族分も購入できますか？

A：購入可能です。（身分証明書の提示は不要です。）

Q：領収書は発行してもらえますか？

A：発行できません。

Q：プレミアム付商品券の追加販売はありますか？

A：購入引換期間中（令和7年10月1日（水）から令和7年10月17日（金））にプレミアム付商品券が完売しないときには、追加販売を行う場合があります。この場合、令和7年8月1日（金）から令和7年8月21日（木）までの応募受付期間において、【追加販売実施時に追加購入を希望する】へチェックいただいた方などを対象に追加販売いたします。

※購入希望の方が販売冊数を上回る場合は、抽選のうえ、当選者の方へ追加販売用の購入引換券を令和7年10月下旬頃に発送いたします。

3. ご使用について

Q：プレミアム付商品券はいつからいつまで使えますか？

A：令和7年10月1日（水）から令和8年1月4日（日）まで使用できます。

Q：プレミアム付商品券はどこで使えますか？

A：取扱店として登録された店舗で使えます。各取扱店には、「地域応援券取扱店」であるか「市内共通券取扱店」であるかが、わかるようにポスター・ステッカーを掲示しております。

また、「おたるプレミアム付商品券」の専用ホームページ（<https://otaru-premium.com>）でも、ご確認ください。

Q：取扱店一覧の冊子は、どこで入手できますか？

A：プレミアム付商品券を購入された市民の方へ取扱店をご覧いただけるよう取扱店一覧の冊子をご用意いたします。令和7年10月1日（水）から販売するプレミアム付商品券の購入時に、各販売所へ取扱店一覧の冊子を設置しておりますので、ご自由にお持ち帰りください。

また、「おたるプレミアム付商品券事務処理センター（㈱ニッセンレンエスコート小樽支店内）」「おたるプレミアム付商品券実行委員会事務局（小樽市産業港湾部商業労政課内）」でもお渡しできます。

なお、冊子ではありませんが、取扱店は「おたるプレミアム付商品券」の専用ホームページ（<https://otaru-premium.com>）でもご確認ください。定期的に更新し、最新の取扱店を掲載しております。

Q：お釣りは出ますか？

A：お釣りは出ません。券面額以上の使用をいただき、不足分は現金などでお支払いください。

Q：プレミアム付商品券が冊子から外れてしまった場合、または切り離した場合は使用できますか？

A：使用できます。切り離してご使用ください。

Q：大型店舗でプレミアム付商品券を使おうとしたところ、テナントによって使えないと言われた。

A：プレミアム付商品券は取扱店のみで使用可能です。複数の店が一つの建物に入っている大型店舗など、テナントによっては取扱店になっていないケースがございます。取扱店へは、ポスターやステッカーを配布しており、プレミアム付商品券の取扱店として掲示することとなっておりますので、お買い物の際、店頭にてご確認ください。

Q：使用期限までに使用できなかったプレミアム付商品券は返金してもらえますか？

A：プレミアム付商品券の使用期間は、令和7年10月1日（水）から令和8年1月4日（日）までです。使用期間を過ぎてしまうとプレミアム付商品券を使うことができなくなります。

また、返金（払い戻し）をすることはできませんので、使い切れる範囲での購入をお願いします。

Q：プレミアム付商品券を使用できないものはありますか？

A：①不動産に関わる支払い（土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）など）

②消費に当たらないものへの支払い（出資、有価証券の購入、債務の支払い、払込票での支払いなど）

③たばこ、加熱式たばこ用カートリッジなどの購入（たばこ事業法に規定する製造たばこは定価以外の販売が禁止されているため）

④換金性があり、かつ、広域的に流通しうるものの購入（商品券、ギフトカード、ビール券、図書カード、プリペイドカード、郵便はがき、切手、回数券、各種チケット類、印紙など）

- ⑤市指定ごみ袋の購入
- ⑥性風俗特殊営業やギャンブルなどに関わる支払い
- ⑦公租公課の納付（国税、地方税又は使用料など）
- ⑧自治体の債権への支払い（水道料金、公立病院受診時の自己負担など）
- ⑨上記①～⑧のほか、実行委員会が不適當と認めるものの支払いには、使用できません。また、取扱店登録をしていない店舗でも使用できません。

Q：プレミアム付商品券で医療や介護の自己負担分の支払いに使用することはできますか？

A：プレミアム付商品券の使用対象とならないものとして、公立病院受診時の自己負担など、自治体の債権への支払いはできませんが、取扱店の登録を受けた民間の医療機関や介護事業者、薬局の処方箋への支払いには使用できます。

Q：プレミアム付商品券を商売や事業の支払いに使用できますか？

A：プレミアム付商品券事業の趣旨としては、物価高騰の影響を受けている市民の消費の下支えを図ることを目的としていることから、商売・事業での支払いには使用できません。

4. その他

Q：購入したプレミアム付商品券を紛失してしまいましたが、どうすればよいですか？

A：プレミアム付商品券を紛失や盗難された場合、再発行はできませんので大切に保管してください。

Q：プレミアム付商品券が汚損・破損した場合は、どのような扱いになりますか？

A : 通し番号が確認でき、かつ、券面の面積が 3 分の 2 以上残っているなどの条件を満たしていれば使用できる場合がございますので、詳しくは、「おたるプレミアム付商品券事務処理センター」(TEL 2 4 - 1 5 8 9) までご相談ください。